

明日が変わる資産マネジメント術 ↓ 事業承継編

「万が一」のことも考えた 事業承継の対策を！

事業承継にあたっては、「3つの資産」をしっかりと後継者に引き継ぐことが大切。そう語るのは、税理士の岩佐孝彦氏だ。実現にあたって、経営者がすべきこととは何か。

Q なぜ今、事業承継の問題がクローズアップされているのでしょうか？

A 「団塊の世代」のリタイアが本格化するからです

「存じのとおり、一九四七年から四九年くらいまでに生まれた人を「団塊の世代」と呼び、その人口は八〇〇万人を超えるといわれます。まさにその世代が六五歳を迎えはじめたのが昨年。定年による大量退職は「二〇二二年問題」として、メディアでも盛んに報道されました。実はこのリタイアの問題は、従業員に限った話ではありません。例えば中小企業のオーナーについても同様のことがいえます。体力的、精神的な衰えから「そろそろ引退を……」と考える経営者は、今後確実に増加していくでしょう。そこで焦点があたるのが「後継者をどうするか」という事業承継の問題なのです。すでにある面で問題は表面化しており、二〇二一年の全国での休廃業・解散件数は二万五〇〇〇件超。実に倒産件数の約二倍です。その背景の一つとされるのが、まさに「継がせる者がいない」という実情なのです。これは社会的にも大きな損失で、会社がなくなれば、当然雇用の場も失われます。日本の企業の九九・七%は中小企業。国内雇用の約七割を担っていることを考えても、事業承継の問題は非常に深刻です。

Q 事業承継をスムーズに行うためにどのような準備が必要でしょうか？

A 負債の資産についての対策も考えましょう

私はよく、「事業承継時には、譲り渡すべき3つの資産がある」というお話をします。一つ目は「社長のイス」、二つ目は「オーナーのイス」、そして三つ目が「銀行借入金の個人連帯保証」です。一般に事業承継というと、「社長のイス」の部に目が行きがちです。例えば、部下のマネジメントや取引先との信頼関係などを後継者にどう引き継いでいくか。確かに、これらも重要なテーマであるに

「3つの資産」の引き継ぎが事業承継のカギ!

2つのイス
(プラスの資産)

代表取締役社長

オーナー

+

マイナスの資産

銀行借入金
個人連帯保証



いわさ たかひこ
岩佐孝彦
税理士 / 中小企業診断士

大阪市立大卒業後、マーケティングコンサルティング会社、会計士事務所を経て独立し、株式会社岩佐孝彦プロジェクトを設立。

は違いありません。

五〇〇〇万円の借入金の連帯保証をして

A

危機管理を経営に組み込んでおくという発想もあります

後継者に負の遺産を引き継がせることなく、事業をバトンタッチするにはどんな方法があるか。その一つとして、「生命保険の活用」をご提案させていただくことがあります。具体的には、契約者と受取人を「法人」に、被保険者を「経営者」にして、死亡保障をきちんと確保できる定期保険に加入してもらうのです。さらにいえば、死亡保障の額は借入金残高の二・四倍程度が理想的。少し多めにしておくのは、受取保険金が会社の収益(雑収入)となり、法人税等の対象となるためです。

このように保障をきちんと考えておけば、経営者が万が一の事態が起こっても五〇〇〇万円の借入金の連帯保証をしていたとして、万が一のことが起こった場合、妻に二五〇〇万円、息子が一人であれば彼に二五〇〇万円の負債が引き継がれることになりません。

もしこのケースで、一人息子が会社を継ぐことになったらどうか。順調なスタートを切るのにはなかなか難しいでしょう。経営者に不測の事態が起こる、起こらないは別としても、「銀行借入金の個人連帯保証」がネックとなつて事業承継が思うようにいかないという事例は非常に多く、具体的な対策が必要です。

対応が可能。事業承継も円滑に実現できます。重要なのは保険の保障を危機管理として経営に組み込んでおくという発想。先行き不透明な時代だからこそ、「最悪を想定し、最善を尽くす」のが経営者の責務といえるでしょう。

私の顧問先でも、加入していた保険のおかげで会社のダメージを最小限に抑えることができた経営者、受け取ることのできた保険金を会社の借入金の返済にあて、安定した経営を続けている二代目などがいらつしやいます。現在加入している保険内容の見直しなどを、検討してみるのが一つの方策だと思います。

Q

連帯保証債務は、確かに深刻な問題。まず、何から始めればよいでしょうか？

は違いありません。しかし税理士の立場からすると、「銀行借入金の個人連帯保証」という、いわば「負の資産」の承継もまた、決して見過ごすことができない大切な問題といえます。経営者の皆さんは、事業資金として借り入れたお金の連帯保証債務の相続について真剣に考えたことがあるでしょうか。通常の相続の場合は、遺産分割協議や遺言書などによって、その内容が決まることもあります。しかし連帯保証債務というのは、基本的に法定相続分のおりに継承されます。仮に経営者が

五〇〇〇万円の借入金の連帯保証をしていたとして、万が一のことが起こった場合、妻に二五〇〇万円、息子が一人であれば彼に二五〇〇万円の負債が引き継がれることになりません。

もしこのケースで、一人息子が会社を継ぐことになったらどうか。順調なスタートを切るのにはなかなか難しいでしょう。経営者に不測の事態が起こる、起こらないは別としても、「銀行借入金の個人連帯保証」がネックとなつて事業承継が思うようにいかないという事例は非常に多く、具体的な対策が必要です。

ニッセイ基礎研究所

久我尚子の

賢いMoney plan



くが・なおこ
ニッセイ基礎研究所
生活研究部門 研究員

消費者行動や心理統計、保険・金融マーケティングなどが専門分野。消費者行動の科学的分析を得意とする

20年は続くリタイア後の生活、生活設計はお早めに

昨年が団塊世代が65歳に到達しはじめる、リタイア後の暮らしや消費生活に注目が集まった1年でした。実際、リタイア後の生活はどのように捉えられているのでしょうか。

50～74歳を対象にした調査によると*1、「定年退職」や「公的年金受給開始」、「健康問題」「フルタイム勤務退職」などを理由に平均67.4歳から老後と考えられているようです。老後の生活で重視したいことは、圧倒的に「健康維持」。このほか「家族との生活」「食生活」「国内旅行」「友人つきあい」が挙げられます。65歳以上では約半数が何らかの身体的不調を抱

えるようになるため*2、旅行などを楽しむためにも、まずは健康なのでしょう。健康と同様に重要なことが経済的な準備です。老後の生活資金源には公的年金に圧倒的な期待が寄せられていますが、同時に大きな不安もあるようです。

日本人の寿命は長く、65歳時の平均余命は男性で18.69年、女性で23.66年*3。例えば65歳でのリタイアを考えると約20年分の生活設計が必要です。また、少子高齢化社会では社会保障に対する不安はますます強まるでしょう。リタイア後の生活設計は長期にわたることを念頭に早めに着手することがポイントです。

*1) 久我尚子「リタイアメント層の生活意識—いつからリタイア?楽しみ・不安・生活資金の考え方は?」、ニッセイ基礎研究所REPORT2012年1月号。 *2) 内閣府「平成24年版高齢社会白書」にて65歳以上の有訴者率(人口千人対)が471.1 *3) 厚生労働省「平成23年簡易生命表の概況」

出典：*1 株式会社東京商工リサーチ調べ *2 総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」

※当資料に記載の内容は、平成24年10月現在の税制・関係法令等に基づき税務の取扱等について記載しております。今後、税務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱等については(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等に確認ください。